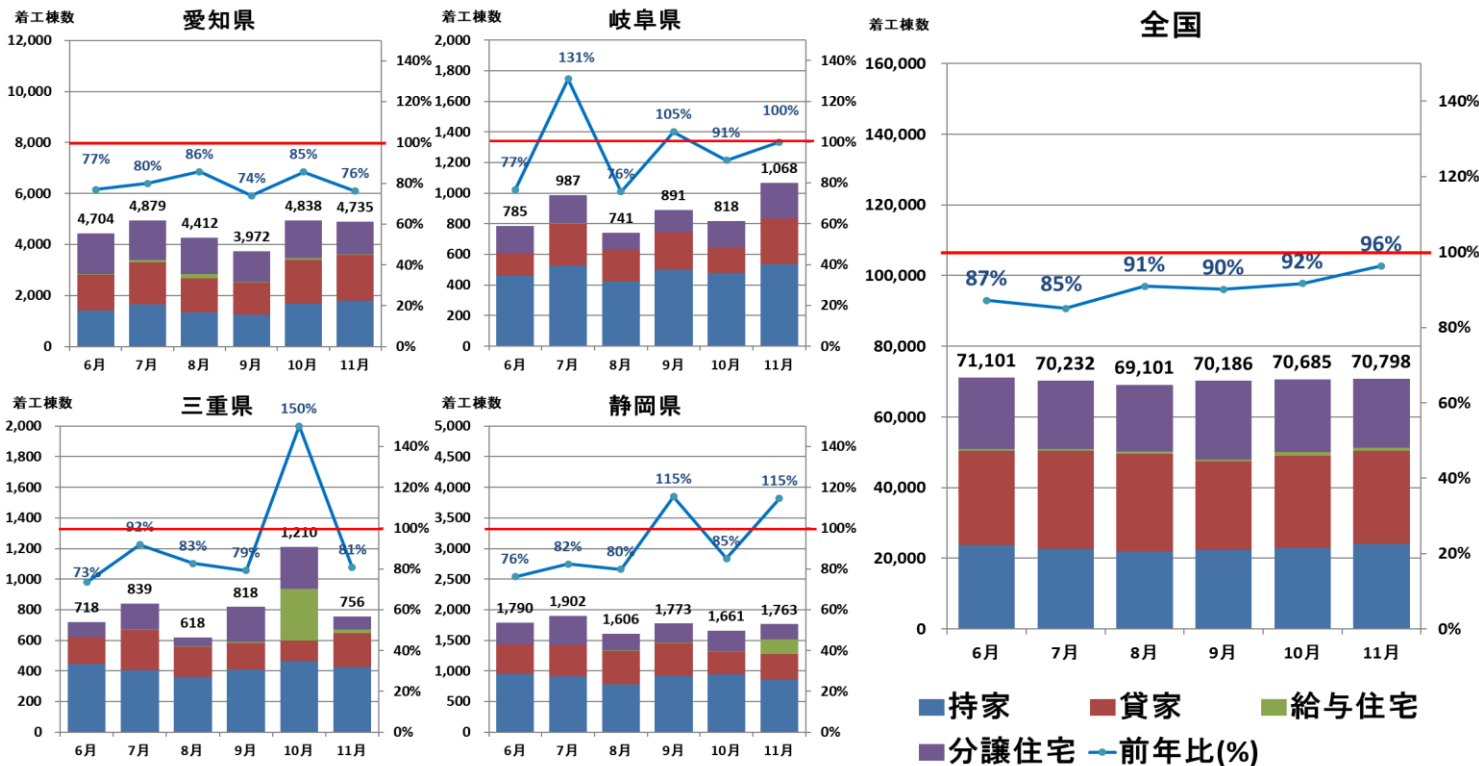


東海4県の着工推移



出典:着工データ 国土交通省

国土交通省・厚生労働省の令和3年度予算案の概要

「建設業の人材確保・育成に向けて(令和3年度予算案の概要)」のポイント

①「人材確保」

建設業への入職や定着を促すため、建設業の魅力の向上やきめ細かな取組を実施

- ・誰もが安心して働き続けられる環境整備(社会保険加入の徹底・定着等) 30百万円
- ・建設事業主等に対する助成金による支援 60.9億円等

②「人材育成」

若年技能者等の育成等の環境整備

- ・地域建設産業の生産性向上及び持続性の確保 11百万円
- ・建設キャリアアップシステムの普及・活用 96百万円
- ・中小建設事業主等への支援(建設労働者育成支援事業等) 5.7億円等

③「魅力ある職場づくり」

技能者の処遇を改善し、安心して働けるための環境整備

- ・建設産業の働き方改革の実現 143百万円
- ・デジタル・ガバメントの推進 381百万円
- ・働き方改革推進支援助成金による支援 65.4億円
- ・働き方改革推進支援センターによる支援 66.8億円等

※各施策については「令和3年度不動産・建設経済局関係予算決定概要」
(<https://www.mlit.go.jp/page/content/001379029.pdf>)をご確認ください。

住宅ローン減税等が延長されます

～令和4年入居でも控除期間13年の場合があります～

令和2年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正の大綱において、住宅ローン減税及び住宅取得資金に係る贈与税非課税措置の延長が盛り込まれました。

赤枠は現行措置 (令和2年度時点)		2019(R1)年				2020(R2)年				2021(R3)年			
		1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10
住宅 ローン減税	消費税率10%が 適用される場合 (新築等)	10年間 4,000万円 (5,000万円)				13年間 4,000万円 (5,000万円)				10年間 4,000万円 (5,000万円)			
	上記以外の場合					10年間 2,000万円 (3,000万円)							
すまい給付金		所得に応じて 10～30万円				所得に応じて 10～50万円							
贈与税 非課税措置	消費税率10%が 適用される場合 (新築等)	2,500万円 (3,000万円)				1,000万円 (1,500万円)				700万円 (1,200万円)			
	上記以外の場合	700万円 (1,200万円)				500万円 (1,000万円)				300万円 (800万円)			

税制改正の概要

(1) 住宅ローン減税

- 現行の控除期間13年の措置について、契約期限(注文住宅はR2.10～R3.9、分譲住宅等はR2.12～R3.11)と入居期限(R3.1～R4.12)を満たす者に適用。
- 上記の控除期間13年の措置の延長分については、**床面積要件を40㎡以上に緩和**。
※40㎡以上50㎡未満については、**合計所得金額1,000万円以下の者に適用**。

(2) 住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置

- R3.4～R3.12の住宅取得等に係る契約について、R2年度と同額の非課税限度額(最大1,500万円)を措置。
- 床面積要件を40㎡以上に緩和。
※40㎡以上50㎡未満については、**合計所得金額1,000万円以下の者に適用**。

※今回の措置は、今後の国会で関連税制法が成立することが前提となります。

詳細は、「国土交通省住宅局」ホームページでご確認ください。<https://www.mlit.go.jp/>